

： 監 査

第三十四條 支部の業務は、本部の指導を受ける。

第三十五條 支部の役員は、本部の承認を得なければならない。

第三十六條

第三十七條 支部の役員は、本部の承認を得なければならない。

第三十八條

第三十九條 支部の役員は、本部の承認を得なければならない。

第四十條

第四十一條 支部の役員は、本部の承認を得なければならない。

第四十二條

第四十三條 支部の役員は、本部の承認を得なければならない。

第四十四條

第四十五條 支部の役員は、本部の承認を得なければならない。

一 總會ハ支部員ヲ以テ組織シ支部長之ヲ召集ス

二 幹事會ハ幹事ヲ以テ組織シ必要ニ應ジ支部長之ヲ召集ス

第三十五條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長一名 幹事若干名 會計一名 會計監査二名

第三十六條 支部長ハ幹事會ニ於テ選舉シ支部一切ノ會務ヲ統理シ

其ノ責ニ任ズ

第三十七條 幹事ハ支部員中ヨリ選舉シ支部長ヲ補佐シ會務ヲ執行

ス

第三十八條 會計ハ幹事會ニ於テ選舉シ支部一切ノ會務事務ヲ司ル

第三十九條 會計監査ハ支部會員中ヨリ選舉シ支部ノ會計ヲ監督ス

第四十條 支部規約ハ支部總會ニ於テ決定シ本部ノ承認ヲ經ルモノ

トス

第八章 副 則

第四十一條 本會ニシテ規約第十條ニ違反シタルモノ及左ノ一二該

員